

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

○国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	（農村振興課）	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（二件）	（障害福祉課）	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出（三件）	（同）	二
○県営土地改良事業の換地処分	（農村整備課）	二
○公有水面埋立てのしゅん功認可（二件）	（水産業基盤整備課）	二
○地域森林計画の変更（二件）	（林業振興課）	四
○保安林の指定の予定	（森林整備課）	四
○保安林の指定施業要件の変更の予定	（同）	四
○公有水面埋立てのしゅん功認可	（港湾課）	五
○都市計画事業の事業計画変更の認可	（都市計画課）	六
○土地区画整理事業の事業計画変更の認可	（同）	六
○県営住宅家賃規程の一部を改正する告示	（住宅課）	六
○令和四年度自衛官候補生の募集	（市町村課）	二二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（原子力安全対策課）	二二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	（精神保健推進室）	二二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（水産業振興課）	二二

ページ

## 規 則

○公聴会の開催（四件）	（都市計画課）	二二
○開発行為に関する工事の完了（二件）	（建築宅地課）	二五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	（警察本部会計課）	二五
○教育委員会定例会の開催	（教育委員会）	二七

国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第二号

国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則（平成六年宮城県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第四に次のように加える。

国営造成土地改良施設整備事業

三百分の五十八

## 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 告 示

## ○宮城県告示第九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一三一〇〇三三〇	デイサービスいろは 遠田郡涌谷町字小里	生活介護	株式会社W A G A Y A	令和五年一月一日

字長根北四三十一

○宮城県告示第十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一二二〇三三八
事業所の名称及び所在地	障がい者就労支援事業所 柴田郡柴田町榎木白幡三丁目五番二十九号
指定障害福祉サービスの種類	就労継続支援B型
設置者名	株式会社結び
指定年月日	令和五年一月一日

○宮城県告示第十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一三二〇〇一七
事業所の名称及び所在地	障害者日中活動支援施設のぞく 遠田郡美里町練牛字十二号四八一一
廃止する指定障害福祉サービスの種類	就労継続支援B型
設置者名	社会福祉法人矢本愛育会
廃止年月日	令和四年十二月三十一日

○宮城県告示第十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一三三二〇三三九
事業所の名称及び所在地	障がい者就労支援事業所 柴田郡柴田町榎木白幡三丁目五番二十九号
廃止する指定障害福祉サービスの種類	就労継続支援B型
設置者名	株式会社かけはし
廃止年月日	令和四年十二月三十一日

○宮城県告示第十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一二二〇〇三二二
事業所の名称及び所在地	こころりハビリティセンター 生活訓練事業所 柴田郡川崎町大字川内字北川原山五一五
廃止する指定障害福祉サービスの種類	自立訓練（生活訓練）
設置者名	医療法人仁泉会
廃止年月日	令和四年十二月三十一日

○宮城県告示第十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 処分を行った地区の名称  
岩沼北部地区
- 二 処分の年月日  
令和四年十二月十六日

○宮城県告示第十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

令和四年十二月十三日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

南三陸町

三 埋立区域

1 位置

第一種稲淵漁港区域内

本吉郡南三陸町歌津字館浜二二番一に隣接する公有水面

2 区域

次の(イ)の地点から(リ)の地点を順次結んだ線及び(リ)の地点と(イ)の地点を結ぶ平成二十二年の春分の満潮位(DL+1.344メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(イ)の地点 宮城県本吉郡南三陸町歌津字館浜二二番一地内に埋設した鉄(北緯三八度四二分

四〇秒、東経一四一度三二分四〇秒)を基点A点とし、A点から一二三度二六分〇

七秒、二五・八〇メートルの地点

(ロ)の地点 (イ)の地点から 三二五度〇九分五五秒 一八・八四メートルの地点

(ハ)の地点 (ロ)の地点から 四九度〇二分二六秒 二二・二九メートルの地点

(ニ)の地点 (ハ)の地点から 二七度三二分一秒 二四・二三メートルの地点

(ホ)の地点 (ニ)の地点から 六六度一〇分〇八秒 四二・八〇メートルの地点

(ヘ)の地点 (ホ)の地点から 七六度二四分三三秒 〇・七五メートルの地点

(ト)の地点 (ヘ)の地点から 一八九度三二分〇三秒 一六・二五メートルの地点

(チ)の地点 (ト)の地点から 一八九度三二分〇三秒 三・三八メートルの地点

(リ)の地点 (チ)の地点から 三二五度一九分一二秒 三・一〇メートルの地点

3 面積

一、五〇一・八〇平方メートル(埋立区域)

四 免許の年月日及び番号

平成二十二年十月二十二日

宮城県(水整) 指令第二十四号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町

南三陸町

○宮城県告示第十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てにつ

いて次のとおりしゅん功認可した。

令和五年一月十三日

一 しゅん功認可年月日

令和四年十二月十三日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

南三陸町

三 埋立区域

1 位置

第一種稲淵漁港区域内

本吉郡南三陸町歌津字館浜二二番一に隣接する公有水面

2 区域

次の各地点のうち①の地点から④の地点を順次結ぶ平成二十二年十月二十二日付け宮城県(水整)指令第二十四号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線(DL+1.60メートル)により決定、④の地点から⑫の地点を順次結んだ線及び⑫の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 宮城県本吉郡南三陸町歌津字館浜二二番一地内に埋設した鉄(北緯三八度四二分

四〇秒、東経一四一度三二分四〇秒)を基点A点とし、A点から一二三度二六分〇七

秒、二五・八〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から 四四度三九分〇三秒 七〇・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から 一三五度一九分一二秒 三・一〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から 九度三二分〇三秒 三・三八メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 一五四度四八分〇〇秒 一〇・五九メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 一三五度〇七分〇九秒 一三・九九メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 一三五度一三分四八秒 一・五二メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 一三五度一三分四八秒 三・八〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 一三五度一四分一六秒 六六・五八メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 一三五度一三分四八秒 三・八〇メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 一二四度四六分二七秒 一・〇九メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から 三二五度一〇分〇〇秒 一・三六メートルの地点

3 面積

一、三六六平方メートル

宮城県(水整) 指令第二十四号

南三陸町

一、四七三・〇二平方メートル(埋立区域)  
四 免許の年月日及び番号

平成三十一年一月十六日

宮城県(水整) 指令第七十二号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町

南三陸町

○宮城県告示第十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第五条第五項の規定により宮城南部地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 地域森林計画の名称

宮城南部地域森林計画変更計画

二 縦覧場所

宮城県庁(水産林政部林業振興課)、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

○宮城県告示第十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第五条第五項の規定により宮城北部地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 地域森林計画の名称

宮城北部地域森林計画変更計画

二 縦覧場所

宮城県庁(水産林政部林業振興課)、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所(栗原地域事務所を含む)、宮城県東部地方振興事務所(登米地域事務所を含む)及び宮城県気仙沼地方振興事務所

○宮城県告示第十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年一月十三日

一 保安林予定森林の所在場所

石巻市北上町女川字石塔山一、二、三の一、三の二、四、五、九の一、一一、一一の一、一二から一四まで、一七、一九から二二まで、二五、二八、二九、三一、字三ッ根山一〇、一一、字寄木三三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

仙台市(次の図に示す部分に限る。)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
山元町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに仙台市役所及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立について次のとおりしゅん功認可した。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日  
令和四年十一月十一日

二 しゅん功認可を受けた者

1 名称  
宮城県

2 所在地

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 代表者の氏名  
宮城県知事 村井 嘉浩

三 埋立区域

1 位置  
宮城県塩竈市貞山通一丁目六十二番十五、六十七番二十一、四十五番十三、六十七番二十五及び六十七番二十六に接する地先公有水面

2 区域  
次の地点のうち①の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線及び⑨の地点と①の地点を結ぶ平成二十六年春分の満潮位（D・L・プラス一・六七メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点 宮城県塩竈市地蔵島地内の地蔵島灯台（北緯三八度一九分二一・七〇七秒、東経一四一度〇四分一五・六〇八秒）

①の地点 基点から二六〇度三九分一七秒二、五九四・四五メートルの地点

②の地点 ①の地点から三三度五七分二一秒一八・四八五メートルの地点

③の地点 ②の地点から九四度三九分五一秒二八・三九五メートルの地点

④の地点 ③の地点から一八四度四八分二六秒一七・〇三九メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から九四度四三分二〇秒一六〇・五四二メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から四度三九分五九秒一七・〇四八メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から九四度五九分三五秒四四・八五五メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から六九度〇五分〇九秒六・八三五メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から九〇度一三分三一秒八・六四二メートルの地点

3 面積  
七、三二三・六六平方メートル

四 免許の年月日及び番号  
平成二十七年八月十日付け宮城県（港）指令第二号

令和二年四月八日付け宮城県（港）指令第二号（工事着手期間の伸長）

令和二年四月八日付け宮城県（港）指令第二号（工事竣功期間の伸長）

令和四年三月十一日付け宮城県（港）指令第四号（工事竣功期間の伸長）

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村  
塩竈市

○宮城県告示第二十二号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
 令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称  
 大和町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

大和町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

平成元年二月三日宮城県告示第百七号、平成五年九月十日宮城県告示第千十四号、平成十一年一月二十九日宮城県告示第百四号、平成十六年三月三十日宮城県告示第四百二十五号、平成二十四年三月二十一日宮城県告示第二百四十号、平成二十九年三月二十一日宮城県告示第二百六十八号、令和二年三月三十一日宮城県告示第二百七十三号、令和三年三月三十日宮城県告示第二百八十四号の事業地に、大字吉岡字金谷下、石川北の全域を加え、同事業地に、大字吉岡字南金谷中、南金谷上、南金谷中、南金谷下、土保田、石川裏、石川南、熊野上の一部の区域を加える。

○宮城県告示第二十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更について認可した。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 事業の名称

富谷市成田南土地区画整理事業

二 事務所の所在地

仙台市青葉区二日町一番二十七号

三 施行認可の年月日

令和三年二月八日

四 変更認可の年月日

令和五年一月五日

○宮城県告示第二十四号

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示

県営住宅家賃規程（昭和五十三年宮城県告示第二百八十号）の一部を次のように改正する。本則第一号の表を次のように改める。

県営黒松第一住宅						仙台市			住宅名	所在地	建設年度	構造	戸当たり 積（平方メ ートル）	利便性 数	応益係数	近傍同種の 住宅家賃
同	同	同	同	同	昭和四十四 年度	同	同	同	同	平成二年度	中層耐 火造	五六・一	〇・九五六一	〇・六九三四	五六、五〇〇円	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	六七・二	〇・九五六一	〇・八三〇六	六六、四〇〇円	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	八六・〇	〇・九五六一	一・〇六三〇	八四、九〇〇円	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	三三・六	〇・九〇〇〇	〇・二七九五	一八、二〇〇円	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	四〇・二	〇・九〇〇〇	〇・三三四四	一九、五〇〇円	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	五四・六	〇・九五〇〇	〇・七〇七〇	九一、四〇〇円	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	五四・六	〇・九五〇〇	〇・七〇七〇	九一、五〇〇円	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	五六・四	〇・九五〇〇	〇・七三〇二	九四、四〇〇円	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	六三・四	〇・九五〇〇	〇・八二〇九	一〇五、八〇〇円	

県営折立住宅																			
同																			
同	同	同	平成九年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七九・七	六九・〇	六六・〇	五六・九	七九・七	七六・二	六九・〇	六六・四	六六・〇	六三・四	五六・九	五五・〇	七九・七	七四・九	七四・九	六八・六	六六・〇	六六・〇	六六・〇	六三・四
〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇
一・〇四六六	〇・九〇六一	〇・八六六七	〇・七四七二	一・〇四二二	〇・九六六四	〇・九〇三三	〇・八六八二	〇・八六三九	〇・八二八九	〇・七四三九	〇・七一九一	一・〇三三〇	〇・九六九八	〇・九六九八	〇・八八八二	〇・八五四五	〇・八五四五	〇・八五四五	〇・八二〇九
一三〇、四〇〇円	一一四、九〇〇円	一〇九、八〇〇円	九四、九〇〇円	一三六、八〇〇円	一三〇、〇〇〇円	一一九、八〇〇円	一一四、五〇〇円	一一三、九〇〇円	一〇八、七〇〇円	九八、七〇〇円	九五、〇〇〇円	一三一、六〇〇円	一二四、〇〇〇円	一二三、七〇〇円	一一四、五〇〇円	一一〇、四〇〇円	一一〇、二〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一〇六、〇〇〇円

県営新坂住宅										県営桜ヶ丘住宅									
同										同									
平成四年度	同	同	同	同	昭 和 五 十 四 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 二 年 度
同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五四・二	七三・五	六二・七	六一・三	五九・二	四四・九	六五・三	六五・三	五七・〇	五七・〇	五六・五	五六・五	五六・五	五六・五	四五・七	四五・七	四五・七	四五・七	四五・一	四五・一
〇・九六三〇	〇・九三三〇	〇・九三三〇	〇・九三三〇	〇・九三三〇	〇・九三三〇	〇・九一四三	〇・九〇四三												
〇・六九三二	〇・七三八一	〇・六二九六	〇・六一五五	〇・五九四五	〇・四五〇八	〇・六三三七	〇・六二八八	〇・五五四九	〇・五四八九	〇・五五〇〇	〇・五五〇〇	〇・五四四〇	〇・五四四〇	〇・四四四九	〇・四四四九	〇・四四四〇	〇・四四四〇	〇・四三九〇	〇・四三二二
七四、三〇〇円	七六、二〇〇円	六五、四〇〇円	六三、九〇〇円	六一、八〇〇円	四七、五〇〇円	六九、九〇〇円	六九、九〇〇円	五八、九〇〇円	五八、九〇〇円	六三、〇〇〇円	五八、六〇〇円	六三、〇〇〇円	五八、六〇〇円	五二、四〇〇円	五〇、八〇〇円	五二、四〇〇円	五〇、八〇〇円	五一、〇〇〇円	五一、〇〇〇円

														県営新坂住宅 (身体障害者向け住宅)					
														同					
同	同	同	同	同	同	同	昭 和 六 十 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	昭 和 五 十 四 年 度	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同
八一・四	八一・四	七一・三	七一・三	六七・四	六七・四	五六・六	五六・六	八三・八	八三・八	七一・三	七一・三	五六・六	五六・六	六二・四	五四・五	五二・九	七六・八	六三・六	六三・六
〇・九三五	〇・九三五	〇・九三五	〇・九三五	〇・九三五	〇・九三五	〇・九三五	〇・九六〇	〇・九六〇	〇・九六〇	〇・九六〇	〇・九六〇	〇・九六〇							
〇・八九六一	〇・八八六三	〇・七八四九	〇・七七六三	〇・七四一〇	〇・七三三九	〇・六三三一	〇・六二六一	〇・九〇九一	〇・八九九二	〇・七七三五	〇・七六五〇	〇・六一四〇	〇・六〇七三	〇・六六一〇	〇・五七七二	〇・五六〇三	〇・九八二二	〇・八一三三	〇・八一三三
八七、三〇〇円	八七、三〇〇円	七六、〇〇〇円	七六、〇〇〇円	七三、〇〇〇円	七三、〇〇〇円	六〇、六〇〇円	六〇、六〇〇円	八八、七〇〇円	八八、七〇〇円	七五、五〇〇円	七五、五〇〇円	六〇、一〇〇円	六〇、一〇〇円	六七、三〇〇円	五九、七〇〇円	五七、五〇〇円	一〇四、九〇〇円	八七、一〇〇円	八七、〇〇〇円

														県営広瀬住宅					
														同					
同	同	同	同	同	同	同	昭 和 六 十 三 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 六 十 二 年 度	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八一・四	八一・四	七一・三	七一・三	六七・四	六七・四	五六・六	五六・六	八四・八	八四・八	八一・四	八一・四	七一・三	七一・三	六七・四	六七・四	五六・六	五六・六	八三・八	八三・八
〇・九三五	〇・九三五	〇・九三五	〇・九三五	〇・九三五	〇・九三五	〇・九三五	〇・九三五	〇・九三五	〇・九三五	〇・九三五	〇・九三五	〇・九三五							
〇・九三五三	〇・九二五〇	〇・八一九二	〇・八一〇二	〇・七七四四	〇・七六五九	〇・六五〇三	〇・六四三一	〇・九六〇七	〇・九五〇二	〇・九三三三	〇・九二二二	〇・八〇七八	〇・七九九九	〇・七六三六	〇・七五五二	〇・六四二二	〇・六三四二	〇・九三三五	〇・九二二四
八六、九〇〇円	八六、九〇〇円	七七、四〇〇円	七七、四〇〇円	七二、八〇〇円	七二、八〇〇円	六一、六〇〇円	六一、六〇〇円	九二、一〇〇円	九二、一〇〇円	八八、八〇〇円	八八、八〇〇円	七八、〇〇〇円	七八、〇〇〇円	七四、二〇〇円	七四、二〇〇円	六二、二〇〇円	六二、二〇〇円	八九、三〇〇円	八九、三〇〇円

県営梶の杜住宅				県営安養寺住宅 (身体障害者向け住宅)			県営支倉住宅										県営広瀬住宅 (身体障害者向け住宅)					
同				同			同										同					
同	同	同	同	昭 和 五 十 七 年 度	昭 和 四 十 五 年 度	昭 和 四 十 四 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平 成 二 年 度	昭 和 五 十 九 年 度	同	同
高層耐 火造	同	同	同	中層耐 火造	同	簡易耐 火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	高層耐 火造	同	同	同
五〇・四	七七・七	七五・三	六一・七	五一・五	三一・四	三一・四	七九・四	六八・〇	六六・〇	六六・〇	六五・八	六五・八	六五・三	五三・三	五二・八	五二・四	七二・三	八四・八	八四・八			
〇・九五三	〇・九五三	〇・九五三	〇・九五三	〇・九五三	〇・九五〇八	〇・九五〇八	〇・九六五八	〇・九五五	〇・九三五	〇・九三五												
〇・五五三六	〇・八五三六	〇・八二七二	〇・六七七八	〇・五六五八	〇・一八二八	〇・一七四七	〇・九九一四	〇・八四九〇	〇・八二四〇	〇・八二四〇	〇・八二六	〇・八二六	〇・八一五三	〇・六六五五	〇・六五九三	〇・六五四二	〇・八〇七四	〇・九七四三	〇・九六三七			
五六、二〇〇円	八五、二〇〇円	八三、七〇〇円	六六、七〇〇円	五六、三〇〇円	三九、八〇〇円	四〇、三〇〇円	八五、三〇〇円	七二、二〇〇円	七〇、七〇〇円	七〇、一〇〇円	七〇、五〇〇円	六九、九〇〇円	六九、四〇〇円	五七、二〇〇円	五六、三〇〇円	五六、四〇〇円	七五、六〇〇円	九〇、九〇〇円	九〇、九〇〇円			

県営燕沢住宅								県営岩切住宅						県営蒲生住宅					
同								同						同					
昭 和 五 十 五 年 度	同	同	同	昭 和 六 十 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 八 年 度	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐 火造	同	同	同	同
六二・三	六八・四	六八・四	六〇・一	六〇・一	六八・四	六八・四	六〇・一	六〇・一	六八・四	六八・四	六〇・一	六〇・一	七二・二	六四・六	六〇・五	七六・一	六七・三	六一・二	五一・三
〇・九二九	〇・九二三	〇・九〇三	〇・九二三	〇・九〇三	〇・九二三	〇・九二三	〇・九二三	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇一〇	〇・九〇一〇	〇・九〇一〇	〇・九五三	〇・九五三	〇・九五三	〇・九五三
〇・六四五二	〇・七五二二	〇・七四三〇	〇・六六〇〇	〇・六五二八	〇・七四〇三	〇・七三二一	〇・六五〇四	〇・六四三三	〇・七七八三	〇・七二三	〇・六三九九	〇・六三九九	〇・七六一一	〇・六八一〇	〇・六三七八	〇・八三六〇	〇・七三九三	〇・六七三	〇・五六三五
五九、六〇〇円	七四、四〇〇円	七四、四〇〇円	六五、七〇〇円	六五、七〇〇円	七一、〇〇〇円	七一、〇〇〇円	六二、七〇〇円	六二、七〇〇円	六四、〇〇〇円	六四、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	七二、五〇〇円	六四、一〇〇円	六〇、一〇〇円	八四、七〇〇円	七五、〇〇〇円	六七、三〇〇円	五七、二〇〇円

県営六丁目東住宅													県営六丁目住宅		県営中倉住宅 (身体障害者向け住宅)		県営中倉住宅		
同													同		同		同		
同	昭 和 五 十 二 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 六 十 一 年 度	同	昭 和 五 十 七 年 度	同	同	同	同
同	火 造 中 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	火 造 高 層 耐 火 造	同	火 造 中 層 耐 火 造	同	同	火 造 高 層 耐 火 造	同
五 五 ・ 九	五 五 ・ 九	八 二 ・ 四	八 二 ・ 四	七 九 ・ 九	七 九 ・ 九	七 八 ・ 五	七 八 ・ 五	六 七 ・ 七	六 七 ・ 七	六 五 ・ 二	六 五 ・ 二	五 二 ・ 五	五 二 ・ 五	六 〇 ・ 七	六 〇 ・ 七	五 九 ・ 二	五 九 ・ 二	五 九 ・ 二	六 二 ・ 三
〇 ・ 九 一 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇 〇	〇 ・ 九 三 三 六	〇 ・ 九 二 二 六	〇 ・ 九 三 五 〇	〇 ・ 九 二 五 〇	〇 ・ 九 七 六 九	〇 ・ 九 三 六 九	〇 ・ 九 二 六 九	〇 ・ 九 三 六 九										
〇 ・ 五 四 一 七	〇 ・ 五 三 五 七	〇 ・ 九 三 八 五	〇 ・ 九 二 八 五	〇 ・ 九 一 〇 一	〇 ・ 九 〇 〇 三	〇 ・ 八 九 四 一	〇 ・ 八 八 四 五	〇 ・ 七 七 一	〇 ・ 七 六 一 八	〇 ・ 七 四 二 六	〇 ・ 七 三 四 六	〇 ・ 五 九 七 九	〇 ・ 五 九 一 五	〇 ・ 六 五 四 一	〇 ・ 六 四 七 一	〇 ・ 六 四 六 一	〇 ・ 六 一 九 七	〇 ・ 六 一 三 一	〇 ・ 六 五 三 二
四 二、 五〇〇 円	四 二、 五〇〇 円	九 六、 〇〇〇 円	九 六、 〇〇〇 円	九 三、 九〇〇 円	九 三、 九〇〇 円	九 三、 九〇〇 円	九 三、 九〇〇 円	七 九、 四〇〇 円	七 九、 四〇〇 円	七 六、 一〇〇 円	七 六、 一〇〇 円	六 一、 九〇〇 円	六 一、 九〇〇 円	六 七、 八〇〇 円	六 七、 八〇〇 円	六 二、 七〇〇 円	六 二、 〇〇〇 円	六 二、 〇〇〇 円	五 九、 六〇〇 円

県営黒松第三住宅					県営黒松第一住宅								県営太白住宅							
同					同								同							
同	昭 和 四 十 五 年 度	同	昭 和 四 十 三 年 度	同	昭 和 四 十 二 年 度	同	昭 和 四 十 一 年 度	同	昭 和 四 十 年 度	同	同	同	同	昭 和 三 十 九 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 三 年 度	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 三	四 〇 ・ 三	四 〇 ・ 三	四 〇 ・ 三	四 〇 ・ 三	四 〇 ・ 三	四 〇 ・ 三	四 〇 ・ 三	四 〇 ・ 三	五 九 ・ 三	五 九 ・ 三	五 七 ・ 〇	五 七 ・ 〇	五 九 ・ 三	五 九 ・ 三
〇 ・ 九 一 五 〇	〇 ・ 九 一 五 〇	〇 ・ 九 一 四 四	〇 ・ 九 一 四 四	〇 ・ 九 一 四 四	〇 ・ 九 一 四 四	〇 ・ 九 一 四 五	〇 ・ 九 一 四 五	〇 ・ 九 一 四 五	〇 ・ 九 一 四 五	〇 ・ 九 一 四 五	〇 ・ 九 一 四 五	〇 ・ 九 一 四 五	〇 ・ 九 一 四 五	〇 ・ 九 一 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇 〇	〇 ・ 九 一 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇 〇	〇 ・ 九 一 〇 〇	〇 ・ 九 一 〇 〇
〇 ・ 三 五 〇 三	〇 ・ 三 四 六 五	〇 ・ 三 三 七 〇	〇 ・ 三 三 三 三	〇 ・ 三 三 〇 五	〇 ・ 三 三 六 九	〇 ・ 三 三 八 八	〇 ・ 三 三 一 三	〇 ・ 三 三 一 三	〇 ・ 三 三 四 九	〇 ・ 三 一 八	〇 ・ 三 一 八	〇 ・ 三 一 八	〇 ・ 三 一 八	〇 ・ 三 〇 八 四	〇 ・ 五 八 四 一	〇 ・ 五 七 七 七	〇 ・ 五 六 一 四	〇 ・ 五 五 五 二	〇 ・ 五 七 四 六	〇 ・ 五 六 八 三
三、 四〇〇 円	三、 四〇〇 円	三、 四〇〇 円	三、 四〇〇 円	二、 二〇〇 円	二、 二〇〇 円	三、 五〇〇 円	三、 五〇〇 円	三、 一〇〇 円	三、 一〇〇 円	三、 一〇〇 円	三、 一〇〇 円	三、 一〇〇 円	三、 一〇〇 円	二、 九〇〇 円	四、 五〇〇 円	四、 五〇〇 円	四、 一〇〇 円	四、 一〇〇 円	四、 四〇〇 円	四、 九〇〇 円

県営将監第二住宅										県営将監第一住宅 (身体障害者向け住宅)	県営将監第一住宅																	
同										同	同																	
同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 四 十 六 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七九・九	六四・三	五八・二	四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・二	四〇・二	四〇・二	八〇・五	七九・九	七九・六	七九・四	六三・一	五七・六	四〇・二										
〇・九六二七	〇・九六二七	〇・九六二七	〇・九六二七	〇・九六二七	〇・九六二七	〇・九六二七	〇・九六二七	〇・九六二七	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇
〇・九〇九八	〇・七三九五	〇・六六九三	〇・四六九二	〇・四六四五	〇・四三七一	〇・三六一二	〇・三五七三	〇・三四九四	〇・三四五六	〇・四五九〇	〇・九三二五	〇・八八六〇	〇・九〇九一	〇・八五一二	〇・七四六八	〇・六八一七	〇・四六五一	〇・四五九〇										
一一〇、九〇〇円	八六、〇〇〇円	八三、三〇〇円	五六、四〇〇円	五五、四〇〇円	四三、二〇〇円	二八、五〇〇円	二八、五〇〇円	二七、一〇〇円	二七、一〇〇円	五九、七〇〇円	一一九、一〇〇円	一〇〇、七〇〇円	一一九、五〇〇円	八四、〇〇〇円	一〇二、六〇〇円	九九、三〇〇円	五九、五〇〇円	五九、七〇〇円	五〇、五〇〇円									

県営将監第五住宅										県営将監第四住宅					県営将監第三住宅									
同										同					同									
昭 和 五 十 五 年 度	同	昭 和 五 十 八 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 年 度	同	同	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	同	昭 和 四 十 七 年 度	同				
同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	簡 易 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同				
五七・〇	六〇・七	六〇・七	六一・四	六一・四	六一・四	六一・四	五七・九	五七・九	四四・六	四四・六	四三・五	四三・五	四三・五	四四・六	四四・六	四四・六	四三・五	四三・五	四三・五	四三・五				
〇・九〇六一	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九三三四	〇・九三四四	〇・九二三四	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九六二四	〇・九三三四	〇・九二二四	〇・九六五〇	〇・九二五〇	〇・九二五〇	〇・九二五〇	〇・九二五〇	〇・九二五〇	〇・九二五〇				
〇・五七七一	〇・六五六五	〇・六四九四	〇・五八四五	〇・五八三三	〇・五七八一	〇・五七六九	〇・五四二七	〇・五三九九	〇・四一七三	〇・四二二八	〇・四六五六	〇・三九二〇	〇・三八七八	〇・四九三九	〇・四一七五	〇・四一三〇	〇・三九三二	〇・三八八九	〇・三八八九	〇・三八八九				
五二、八〇〇円	七三、八〇〇円	七三、八〇〇円	四四、六〇〇円	四二、七〇〇円	四四、六〇〇円	四二、七〇〇円	四九、五〇〇円	四九、五〇〇円	四〇、四〇〇円	四〇、四〇〇円	四九、七〇〇円	三五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	五〇、四〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	三六、三〇〇円	三六、三〇〇円	三六、三〇〇円	三六、三〇〇円				

県営加茂第二住宅														県営加茂住宅					
同														同					
同	同	昭 和 六 十 三 年 度	同	同	同	同	同	同	昭 和 六 十 年 度	同	同	同	同	昭 和 五 十 八 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 七 年 度	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六四・六	六〇・五	六〇・五	七二・二	七二・二	六四・六	六四・六	六〇・五	六〇・五	六四・六	六四・六	六〇・七	六〇・七	六〇・五	六〇・五	六八・四	六八・四	六〇・一	六〇・一	五七・〇
〇・九〇六四	〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九一六四	〇・九一六四	〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九一六四
〇・七三六四	〇・六九七三	〇・六八九七	〇・七九七三	〇・七八八六	〇・七三三四	〇・七〇五六	〇・六六八一	〇・六六〇八	〇・六九二六	〇・六八五一	〇・六五〇八	〇・六四三七	〇・六四八七	〇・六四一六	〇・七三三三	〇・七二四三	〇・六三四五	〇・六二七六	〇・五八三五
六六、一〇〇円	六二、四〇〇円	六二、四〇〇円	七六、三〇〇円	七六、三〇〇円	六八、四〇〇円	六八、四〇〇円	六四、三〇〇円	六四、三〇〇円	六七、一〇〇円	六七、一〇〇円	六三、三〇〇円	六三、三〇〇円	六三、一〇〇円	六三、一〇〇円	六六、〇〇〇円	六六、〇〇〇円	五八、七〇〇円	五八、七〇〇円	五三、八〇〇円

県営黒松第四住宅					県営加茂第三住宅				県営七北田住宅					県営虹の丘住宅					
同					同				同					同					
同	同	同	同	平 成 三 年 度	同	同	同	平 成 元 年 度	同	同	同	昭 和 六 十 三 年 度	同	同	同	昭 和 六 十 一 年 度	同	同	同
火造高層耐	同	同	同	同	同	同	同	火造中層耐	同	同	同	火造高層耐	同	同	同	同	同	同	同
五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	七五・六	七四・四	六六・四	五六・九	六八・四	六八・四	六〇・一	六〇・一	七二・二	七二・二	六四・六
〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九二四二	〇・九二四二	〇・九一六一	〇・九一六一	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九一六四
〇・七三四	〇・九九九一	〇・八三五一	〇・六九六一	〇・六三三五	〇・八〇六二	〇・七〇八三	〇・七九九一	〇・七二二	〇・九五〇八	〇・九三三八	〇・八三五一	〇・七一五六	〇・七七三一	〇・七六四七	〇・六七九三	〇・六七一九	〇・八三三一	〇・八三三一	〇・七四四六
六二、六〇〇円	八六、二〇〇円	七二、六〇〇円	五九、五〇〇円	五四、五〇〇円	六九、〇〇〇円	六二、二〇〇円	六七、三〇〇円	五九、九〇〇円	九六、七〇〇円	九一、二〇〇円	八五、六〇〇円	七四、九〇〇円	八二、二〇〇円	八二、二〇〇円	七二、二〇〇円	七二、二〇〇円	七三、七〇〇円	七三、七〇〇円	六六、一〇〇円

							県営松陵住宅													
							同													
同	同	同	同	同	同	平成五年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六五・五	六三・八	六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五	
〇・九九六九	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五							
〇・六五八八	〇・六四一八	〇・六三九七	〇・六三三七	〇・六三三七	〇・五九七一	〇・五〇六九	一・〇六六六	〇・九一九四	〇・八八一七	〇・七六一九	〇・七五三四	一・〇三九二	〇・八六八六	〇・七四〇〇	〇・六五八九	一・〇二五五	〇・八八三九	〇・八四七六	〇・七三三五	
八四、九〇〇円	八一、二〇〇円	八〇、一〇〇円	八〇、九〇〇円	八一、五〇〇円	六七、六〇〇円	六五、一〇〇円	二四、一〇〇円	一〇七、〇〇〇円	一〇三、九〇〇円	八八、一〇〇円	八七、七〇〇円	一一七、三〇〇円	九三、七〇〇円	七六、三〇〇円	七三、三〇〇円	八九、七〇〇円	七七、三〇〇円	七四、二〇〇円	六四、〇〇〇円	

		県営石巻水押住宅							県営石巻蛇田住宅												
		同							石巻市												
昭 和 五 十 一 年 度	同	昭 和 五 十 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
五五・九	五一・二	四四・六	七九・四	七四・八	六六・七	六六・一	六五・九	六五・五	六三・八	六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	七九・四	七四・八	六六・七	六六・一	六五・九		
〇・九二二六	〇・九七七九	〇・九七七九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九		
〇・四〇四六	〇・三六六九	〇・三二九六	〇・八〇九一	〇・七六二二	〇・六七七七	〇・六七三六	〇・六七一五	〇・六六七四	〇・六五〇一	〇・六四八一	〇・六四三〇	〇・六四〇九	〇・五三六〇	〇・五三三五	〇・七九八七	〇・七五三四	〇・六七〇九	〇・六六四九	〇・六六二九		
三六、〇〇〇円	三五、九〇〇円	三三、六〇〇円	一〇八、一〇〇円	一〇〇、九〇〇円	九三、四〇〇円	九〇、一〇〇円	九〇、八〇〇円	九一、四〇〇円	八七、四〇〇円	八六、二〇〇円	八七、一〇〇円	八七、八〇〇円	七三、八〇〇円	七〇、一〇〇円	一〇〇、四〇〇円	九三、七〇〇円	八六、八〇〇円	八三、七〇〇円	八四、三〇〇円		



				県営塩釜天満崎住宅				県営塩釜北浜住宅		県営塩釜庚塚住宅									
				同				同		同									
同	同	同	昭和六十二年	同	同	同	昭和五十六年度	昭和五十五年度	同	同	同	昭和五十四年度	同	同	同	平成四年度	同	同	同
同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
六八・四	六八・四	五七・〇	五七・〇	六一・八	六一・八	五九・三	五九・三	六三・一	五九・三	五九・三	五七・〇	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	七七・七	六四・六	六四・〇	
〇・九三三	〇・九三三	〇・九三三	〇・九三三	〇・九三九	〇・九三九	〇・九三九	〇・九三九	〇・九三四	〇・九六〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九三八三							
〇・五九二四	〇・五八六一	〇・四九三七	〇・四八八四	〇・四九四四	〇・四八九一	〇・四七四四	〇・四六九四	〇・四九二五	〇・四六九六	〇・四六四七	〇・四五四	〇・七六〇	〇・六〇三六	〇・五九八一	〇・四七六六	〇・六九七三	〇・五七九七	〇・五七四四	
五八、六〇〇円	五八、六〇〇円	四八、九〇〇円	四八、九〇〇円	三九、四〇〇円	三九、四〇〇円	三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三五、八〇〇円	七六、二〇〇円	六三、四〇〇円	六二、八〇〇円	五〇、一〇〇円	四五、八〇〇円	四五、三〇〇円	四五、三〇〇円	

県営名取田高住宅			県営白石寿山住宅				県営本吉大沢住宅		県営気仙沼鹿折住宅			県営塩釜舟入住宅						
名取市			白石市				同		気仙沼市			同						
同	同	昭和五十一年	同	同	同	昭和四十九年度	同	平成元年度	昭和五十三年	同	昭和五十一年	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	同	同
五五・九	五二・五	五一・二	四六・五	四六・五	四六・五	四六・五	六八・八	六六・四	五二・五	五二・五	五一・二	七九・九	七九・九	七九・二	七九・二	六九・〇	六九・〇	六八・七
〇・九三六	〇・九三六	〇・九三六	〇・九三六	〇・九三六	〇・九三六	〇・九三六	〇・九三三	〇・九三三	〇・九二七	〇・九二七	〇・九二七	〇・九三二	〇・九三二	〇・九三二	〇・九三二	〇・九三二	〇・九三二	〇・九三二
〇・四三八六	〇・四一八	〇・四〇一六	〇・三〇五七	〇・三〇五七	〇・三〇二四	〇・三〇二四	〇・四七六四	〇・四五九八	〇・三六三〇	〇・三五二二	〇・三四四五	〇・六九二二	〇・六八四六	〇・六八六〇	〇・六七八六	〇・五九七六	〇・五九二二	〇・五九五〇
三八、二〇〇円	三五、五〇〇円	三四、八〇〇円	二七、一〇〇円	二〇、九〇〇円	二七、一〇〇円	二〇、九〇〇円	二九、四〇〇円	二八、六〇〇円	三三、五〇〇円	三三、七〇〇円	三一、二〇〇円	六八、四〇〇円	六八、四〇〇円	六七、七〇〇円	六七、七〇〇円	五九、一〇〇円	五九、一〇〇円	五八、八〇〇円

	宅 県営名取谷津山住									県営名取名取が丘 四丁目住宅				宅 県営名取飯野坂住					
	同									同				同					
年度	昭和五十六	同	同	同	同	同	同	同	平成五年度	同	同	同	平成七年度	同	同	同	同	同	平成四年度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六・一・八	七九・六	七四・九	六八・四	六七・五	六五・五	六五・一	五八・一	五五・一	七八・六	七〇・四	六五・七	五五・〇	七九・九	七三・〇	七二・八	六六・八	六三・五	四八・三	
〇・九四六四	〇・九七〇六	〇・九七〇六	〇・九七〇六	〇・九七〇六	〇・九七〇六	〇・九七〇六	〇・九七〇六	〇・九七〇六	〇・九七二七	〇・九七二七	〇・九七二七	〇・九七二七	〇・九六九九	〇・九六九九	〇・九六九九	〇・九六九九	〇・九六九九	〇・九六九九	
〇・五三二〇	〇・八三二六	〇・七八二五	〇・七一四六	〇・七〇五一	〇・六八四二	〇・六八〇一	〇・六〇六九	〇・五七五六	〇・八三七三	〇・七四九九	〇・六九九八	〇・五八五九	〇・八三三三	〇・七五二二	〇・七五〇一	〇・六八八二	〇・六五四三	〇・四九七六	
四五、九〇〇円	九三、七〇〇円	八七、九〇〇円	七九、九〇〇円	八〇、一〇〇円	七七、〇〇〇円	七八、〇〇〇円	六八、〇〇〇円	六五、一〇〇円	一一三、三〇〇円	一〇三、五〇〇円	九五、九〇〇円	八二、九〇〇円	六九、九〇〇円	六一、六〇〇円	六一、六〇〇円	六一、三〇〇円	五五、六〇〇円	四三、四〇〇円	

	県営角田横倉住宅									県営名取増田住宅						県営名取手倉田第 二住宅			
	角田市									同						同			
同	昭和四十一	同	昭和三十五	同	昭和三十四	同	昭和三十三	同	平成五年度	同	同	平成三年度	同	昭和六十一	同	昭和六十年	同	同	平成二十五
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四〇・三	四〇・三	三六・四	三六・四	三六・四	三六・四	三六・四	三六・四	七四・四	六四・四	七九・九	六七・二	五六・一	六〇・七	六〇・七	六〇・七	六〇・七	七六・七	三八・〇	
〇・九三六〇	〇・九三六〇	〇・九三六〇	〇・九三六〇	〇・九三六〇	〇・九三六〇	〇・九三六〇	〇・九三六〇	〇・九五五一	〇・九五五一	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九六〇〇	〇・九五〇〇	〇・九六〇〇	〇・九五〇〇	〇・九六六四	〇・九六六四	
〇・二七九五	〇・二七六五	〇・二三三〇	〇・二二九六	〇・二二六九	〇・二二四六	〇・二二一八	〇・二〇九六	〇・六六八五	〇・五七八六	〇・八三七六	〇・七〇四四	〇・五八八〇	〇・五六九九	〇・五六四〇	〇・五六二八	〇・五五五九	〇・九〇三九	〇・七六六〇	
一七、八〇〇円	一七、八〇〇円	一一、六〇〇円	一一、六〇〇円	一一、七〇〇円	一一、七〇〇円	一〇、七〇〇円	一〇、七〇〇円	九五、三〇〇円	八四、〇〇〇円	六一、四〇〇円	五一、七〇〇円	四三、七〇〇円	五一、八〇〇円	五一、八〇〇円	五一、五〇〇円	五一、五〇〇円	二六、二〇〇円	一〇七、一〇〇円	

宅 県営多賀城浮島住			住宅 県営多賀城中峯元		宅 県営多賀城大代住		宅 県営多賀城八幡住													
同			同		同		多賀城市													
年度昭和五十三	同	年度昭和五十二	年度昭和五十年	同	平成三年度	同	同	同	同	同	同	年度昭和六十一	同	同	同	同	同	同	同	年度昭和六十
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	火造中層耐	同	同	同	同	同	同	同	火造高層耐
四五・〇	五七・〇	五七・〇	四六・五	六八・〇	五五・〇	七八・三	七八・三	六八・二	六八・二	五五・三	五五・三	六八・九	六八・九	六八・九	六八・九	六二・〇	六二・〇	五三・六	五三・六	
〇・九四六六	〇・九五五六	〇・九四六六	〇・九三三九	〇・九六二七	〇・九六二七	〇・九三六〇	〇・九二六〇	〇・九三六〇	〇・九二六〇	〇・九三六〇	〇・九二六〇	〇・九三六〇								
〇・三九一九	〇・四九三五	〇・四八八三	〇・三七一九	〇・七二九一	〇・五八九七	〇・七六一七	〇・七五三五	〇・六六三四	〇・六五六三	〇・五三七九	〇・五三三二	〇・六六〇六	〇・六六〇六	〇・六五三六	〇・六五三六	〇・五九四四	〇・五八八一	〇・五三三九	〇・五〇八四	
三三、三〇〇円	四〇、三〇〇円	四〇、三〇〇円	三一、四〇〇円	五五、一〇〇円	四四、七〇〇円	七四、七〇〇円	七四、七〇〇円	六五、三〇〇円	六五、三〇〇円	五三、三〇〇円	五三、三〇〇円	六三、三〇〇円	六二、五〇〇円	六三、三〇〇円	六二、五〇〇円	五七、四〇〇円	五七、四〇〇円	四九、五〇〇円	四九、五〇〇円	

宅 県営岩沼相の原住										宅 県営岩沼亀塚住宅										
同										岩沼市										
同	同	同	同	同	年度昭和五十一	同	同	同	同	年度昭和五十	同	同	同	同	同	年度昭和四十九	同	年度昭和四十七	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五七・九	五七・九	五七・九	五一・三	五一・三	五一・三	五一・二	四六・五	四六・五	四六・五	五七・九	五七・九	四六・五	四六・五	四四・六	四四・六	四四・六	四三・五	四三・五	六六・七	五五・九
〇・九八四三	〇・九八四三	〇・九八四三	〇・九八四三	〇・九八四三	〇・九八四三	〇・九三三三	〇・九八四三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九四七八	〇・九四七八	〇・九四七八	〇・九四七八	〇・九四七八	〇・九四七八	〇・九四七八	〇・九四八七	〇・九三八七	〇・九四六六	〇・九四六六
〇・四八〇九	〇・四四四九	〇・四四四九	〇・四二七〇	〇・三七六四	〇・三七六四	〇・三六九四	〇・三八四六	〇・三三五五	〇・三三五五	〇・四一六六	〇・四二二三	〇・三三四五	〇・三三二〇	〇・三三〇九	〇・三二七五	〇・三三二四	〇・二九九二	〇・二九八八	〇・五八〇八	〇・四八六八
五二、三〇〇円	三八、三〇〇円	三七、六〇〇円	四六、六〇〇円	三三、七〇〇円	三三、二〇〇円	二九、九〇〇円	四七、〇〇〇円	三三、三〇〇円	二九、四〇〇円	二九、三〇〇円	二九、三〇〇円	三三、六〇〇円	三三、六〇〇円	三三、六〇〇円	三三、六〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	四六、九〇〇円	三九、六〇〇円	

	県営追秋洗住宅						県営登米前舟橋住宅		県営岩沼千貫住宅						県営岩沼相の原住宅(身体障害者向け住宅)				
	同						登米市		同						同				
同	同	平成七年度	同	同	同	平成四年度	同	平成三年度	同	同	同	昭和六十一年度	同	同	同	昭和五十五年度	同	昭和五十一年度	昭和五十六年度
同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五六・〇	六九・〇	六六・〇	七八・三	六五・二	六四・七	五一・六	六八・七	六八・七	六八・四	六八・四	六〇・一	六〇・一	六七・五	六七・五	五九・二	五九・二	五七・九	五七・九	六一・八
一・〇〇〇〇〇	〇・九九四一	〇・九九四一	〇・九九四一	〇・九九四一	〇・九九四一	〇・九九四一	〇・九八一〇	〇・九七七八	〇・九四五一	〇・九三五二	〇・九三五二	〇・九三五二	〇・九四五一	〇・九三五二	〇・九四五一	〇・九三五二	〇・九八四三	〇・九八四三	〇・九三四
〇・五三七一	〇・六五八〇	〇・六二九三	〇・七三三五	〇・六〇二四	〇・五九七八	〇・四七六八	〇・五三三七	〇・五三三〇	〇・五九二九	〇・五八六六	〇・五三〇九	〇・五二五四	〇・五三四七	〇・五二九〇	〇・四六八九	〇・四六三九	〇・四四七六	〇・四四七六	〇・四八五二
八二、二〇〇円	九一、八〇〇円	八八、七〇〇円	五三、四〇〇円	四四、四〇〇円	四四、四〇〇円	三五、三〇〇円	三一、六〇〇円	三一、五〇〇円	五二、六〇〇円	五二、六〇〇円	四六、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	四六、二〇〇円	四六、二〇〇円	四〇、六〇〇円	四〇、六〇〇円	三八、三〇〇円	三七、六〇〇円	四七、〇〇〇円

県営鳴瀬中央住宅	県営鳴瀬小野住宅	県営矢本下浦住宅						県営若柳新堤下住宅	県営築館久伝住宅	県営鷲沢柳沢住宅	県営若柳川南第二住宅	県営築館萩沢住宅	県営若柳川南住宅							
同	同	東松島市						同	同	同	同	栗原市								
昭和三十三年度	昭和三十二年度	昭和三十一年度	同	昭和三十三年度	昭和三十二年度	昭和三十一年度	昭和三十年	同	同	同	同	昭和三十六年度	同	同						
同	同	木造	同	同	同	同	中層耐火造	木造	同	同	中層耐火造	同	同	同						
六七・五	六七・五	六七・五	五九・三	五七・〇	五七・〇	五五・九	五一・二	四六・五	七七・六	六八・〇	六五・三	五六・九	七一・六	七一・六	六八・四	六七・二	六一・八	七九・四	六七・四	
〇・九二五四	〇・九二二三	〇・九二二三	〇・九四六七	〇・九四六七	〇・九四六七	〇・九四六七	〇・九四六七	〇・九四六七	〇・九七七八	〇・九七三三	〇・九七三三	〇・九七三三	〇・九五四三	〇・九五四三	〇・九五四三	〇・九五四三	〇・九五四三	〇・九三三三	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇
〇・四六七八	〇・四五九九	〇・四五四一	〇・四二五三	〇・四〇八八	〇・四〇三三	〇・三八七九	〇・三四九三	〇・三二七三	〇・五九四九	〇・六一五二	〇・五九〇八	〇・五二四七	〇・五三〇九	〇・五二四五	〇・四八〇五	〇・四七二〇	〇・四五三三	〇・七六一六	〇・六四六五	
三二、〇〇〇円	三三、七〇〇円	三四、二〇〇円	四二、三〇〇円	四〇、九〇〇円	三七、九〇〇円	三七、六〇〇円	三三、二〇〇円	三三、九〇〇円	五五、七〇〇円	四八、三〇〇円	四六、五〇〇円	四〇、四〇〇円	二六、四〇〇円	二六、六〇〇円	二九、三〇〇円	二八、八〇〇円	四一、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円	九四、〇〇〇円	

県営古川李塚住宅								県営三本木西浦住宅	県営古川福浦住宅			県営鹿島台福戸住宅			県営鳴瀬中央第二住宅	県営矢本赤井住宅			
同								同	同			大崎市			同	同			
同	平成十四年度	同	平成十年度	同	同	同	平成四年度	平成元年度	同	同	昭和三十三年度	昭和三十一年度	昭和三十年	平成八年度	同	平成三年度	同	平成二年度	
同	高層耐火造	同	中層耐火造	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	木造	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	
六五・一	六三・二	七八・九	六七・一	七七・三	六八・八	六八・七	六〇・三	六七・五	六九・二	六八・八	六八・〇	五五・九	五七・九	五一・二	七九・四	七三・三	七二・九	七二・九	
〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九二五四	〇・九三七二	〇・九三七二	〇・九三七二	〇・九四〇〇	〇・九二四〇	〇・九二四〇	〇・九六五二	〇・九八三七	〇・九八三七	〇・九八三七	
〇・六二九六	〇・六一一三	〇・七五〇一	〇・六三八〇	〇・七〇二九	〇・六二五六	〇・六二四七	〇・五四八三	〇・四七三六	〇・四八五七	〇・四八二九	〇・四七七三	〇・三七八六	〇・三八五六	〇・三四一〇	〇・六三二四	〇・五六〇二	〇・五五七二	〇・五五〇五	
九八、二〇〇円	九六、二〇〇円	一一〇、五〇〇円	一〇七、二〇〇円	五三、六〇〇円	五〇、三〇〇円	五〇、三〇〇円	四一、八〇〇円	二七、二〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三一、九〇〇円	三三、九〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、九〇〇円	九九、九〇〇円	三三、七〇〇円	三三、九〇〇円	三三、九〇〇円	

県営村田石生住宅				県営大河原結ヶ丘住宅				県営大河原上谷住宅	県営蔵王井戸井住宅				県営松山金谷住宅		県営古川李塚住宅(老人世帯向け住宅)				
田町柴田郡村				同				河原町大柴田郡	同				同		同				
昭和三十六年度	昭和三十五年度	昭和三十四年度	昭和三十三年度	同	同	同	同	平成六年度	昭和三十年	同	平成六年度	同	同	同	平成四年度	平成十四年度	平成十年度	同	
同	中層耐火造	同	同	同	同	同	同	木造	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	高層耐火造	中層耐火造	同	
六一・八	五九・三	六六・二	六六・二	七九・九	七九・五	七五・一	七四・七	七四・七	五一・二	六九・〇	六六・〇	六八・〇	六五・三	五六・九	七八・二	七七・八	六五・一	五四・六	七五・一
〇・九三八〇	〇・九三八〇	〇・九〇六七	〇・九〇六七	〇・九五二六	〇・九五二六	〇・九五二六	〇・九五二六	〇・九五〇五	〇・九〇〇〇	〇・九八五二	〇・九八五二	〇・九八五二	〇・九八五二	〇・九八五二	〇・九六四六	〇・九六四六	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三
〇・四六〇五	〇・四三五一	〇・四八八九	〇・四〇六一	〇・六二二三	〇・六〇九一	〇・五七五四	〇・五七三三	〇・五七二七	〇・三三三二	〇・六四八五	〇・六〇三三	〇・六三三七	〇・五九八〇	〇・五二二〇	〇・五九三三	〇・五九〇二	〇・六二九六	〇・五二九一	〇・七六三三
四八、一〇〇円	三九、〇〇〇円	三四、七〇〇円	三三、七〇〇円	一一五、二〇〇円	一一四、六〇〇円	一一七、八〇〇円	一一七、二〇〇円	一一七、一〇〇円	三三、七〇〇円	八六、八〇〇円	八三、八〇〇円	五二、二〇〇円	五〇、二〇〇円	四三、七〇〇円	五四、三〇〇円	五四、〇〇〇円	九八、二〇〇円	九三、二〇〇円	一〇八、五〇〇円

県営柴田槻木住宅 (老人世帯向け住宅)			県営柴田槻木住宅 (身体障害者向け住宅)			県営柴田槻木住宅					県営柴田東船岡住宅		県営柴田船迫住宅 柴田郡柴田町							
同			同			同					同		同							
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成九年度	同	同	同	同	平成四年度	同	同	昭和三十三年度	同
同	高層耐 火造	中層耐 火造	同	高層耐 火造	中層耐 火造	同	同	同	高層耐 火造	中層耐 火造	同	木造	同	同	同	同	同	同	同	同
五八・九	五〇・五	五〇・五	六八・八	五〇・五	五〇・五	七八・九	六八・八	六八・八	五八・九	六八・八	七六・六	七四・七	七二・八	六六・八	四八・三	六四・六	六〇・五	六〇・五	六一・八	
〇・九九三八	〇・九九三八	〇・九九三八	〇・九九三八	〇・九九三八	〇・九九三八	〇・九九三八	〇・九九三八	〇・九九三八	〇・九九三八	〇・九九三八	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九八八〇	〇・九八八〇	〇・九八八〇	〇・九三八〇	〇・九三八〇	〇・九三八〇	〇・九四八〇	
〇・五六六四	〇・四八五六	〇・四八五六	〇・六六一六	〇・四八五六	〇・四八五六	〇・七五八七	〇・六六一六	〇・六六一六	〇・五六六四	〇・六六一六	〇・五七三三	〇・五五八一	〇・六六八六	〇・六三三四	〇・四四三五	〇・五三三五	〇・四九九六	〇・四九九六	〇・四六五四	
九六、七〇〇円	八三、四〇〇円	八三、七〇〇円	一一、八〇〇円	八三、四〇〇円	八三、七〇〇円	二九、三〇〇円	一一、八〇〇円	一一、三〇〇円	九六、四〇〇円	一一、八〇〇円	五五、五〇〇円	五四、一〇〇円	五六、三〇〇円	五六、〇〇〇円	三八、九〇〇円	四八、二〇〇円	四五、四〇〇円	四五、四〇〇円	四八、一〇〇円	

県営中新田田川住宅		県営大和吉岡南住宅		県営七ヶ浜松ヶ浜住宅							県営七ヶ浜遠山住宅		県営巨理下茨田住宅					県営丸森神明住宅			
美加郡加美町		和歌山県和歌山郡		同							宮城県七ヶ浜町		巨理郡巨理町					伊具郡丸森町			
同	平成四年度	同	平成五年度	同	同	同	平成三年度	同	同	同	同	平成二年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度
同	木造	同	中層耐 火造	同	同	同	高層耐 火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐 火造	同	木造
七三・六	六八・七	六九・〇	六六・〇	七五・六	六五・五	六四・七	五五・四	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	四六・五	六〇・七	六〇・七	六〇・七	五七・〇	五一・三	六九・六	六九・六		
〇・九七四七	〇・九七四七	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九六六六	〇・九六六六	〇・九六六六	〇・九六六六	〇・九六六六	〇・九六六六	〇・九六六六	〇・九六六六	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五九八	〇・九五九八		
〇・五六四一	〇・五六六六	〇・六四九八	〇・六二二五	〇・六六七五	〇・五七八三	〇・五七二二	〇・四八九一	〇・六七六八	〇・五六二七	〇・五五七五	〇・四四四三	〇・三三二九	〇・五〇七七	〇・四九三五	〇・四八六四	〇・四三三五	〇・三六三三	〇・五〇六五	〇・五〇三三		
三〇、八〇〇円	二八、七〇〇円	八三、四〇〇円	八〇、六〇〇円	六二、六〇〇円	五四、二〇〇円	五三、六〇〇円	四五、九〇〇円	六七、二〇〇円	五五、九〇〇円	五五、四〇〇円	四四、一〇〇円	三二、九〇〇円	四五、一〇〇円	四六、七〇〇円	四三、四〇〇円	三六、四〇〇円	三六、六〇〇円	二八、六〇〇円	二九、八〇〇円		

県営小牛田峯山住宅	遠田郡美里町	同	昭和三十五年	昭和三十五年	昭和三十五年	昭和三十五年						
			昭和三十六年	昭和三十六年	昭和三十六年	昭和三十六年						
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六八・四	六〇・一	五九・三	五九・三	五五・九	七七・一	六六・四	六七・五	五九・二	七九・九	七八・七	七六・六	七四・七
〇・九三三	〇・九三三	〇・九三三	〇・九三三	〇・九三三	〇・九八八〇	〇・九四八〇	〇・九四一	〇・九四一	〇・九七〇一	〇・九七〇一	〇・九七〇一	〇・九七〇一
〇・五〇六一	〇・四四四七	〇・四三三〇	〇・四一八四	〇・三九四四	〇・六〇六二	〇・四七二四	〇・四八四八	〇・四二五二	〇・六三八六	〇・六二九〇	〇・五九一三	〇・五七六七
五〇、五〇〇円	四四、九〇〇円	三五、一〇〇円	三七、五〇〇円	三五、五〇〇円	九九、八〇〇円	二九、一〇〇円	四四、八〇〇円	三九、六〇〇円	一一九、八〇〇円	一一八、〇〇〇円	九三、二〇〇円	九〇、〇〇〇円

備考 応益係数は、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項各号に掲げる数値を乗じて得た数である。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

公 告

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目

自衛官候補生

二 募集期間

令和五年二月二十二日（水）まで

三 試験期日

(一) WEB筆記試験

令和五年二月二十五日（土）から二十八日（火）（期間内にWEB上で受験可能）

(二) 身体検査及び口述試験

令和五年三月四日（土）

四 試験種目

筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定（経歴評定とは、多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価するもの）

五 試験場の位置及び名称

受験案内により通知する。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 女川地域原子力防災ネットワークシステム保守点検・

機器賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 復興・危機管理部原子力安全対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和四年十二月二十七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 リコーリース株式会社 東京都千代田区紀尾井町四番一号

五 落札金額 二億九千四百九十九万五千六百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和四年十二月十三日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第

五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
公益財団法人宮城厚生協会 ケアステーションあゆみ	大崎市古川駅東二一三二一八	令和五年一月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 水産技術総合センター種苗生産施設海水ろ過装置の材交換業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 水産林政部水産業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和四年十二月十三日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社フソウ東北支店 仙台市青葉区一番町四丁目六番一号
- 五 落札金額 五千八百三十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和四年十一月一日

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
	宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和五年二月二日（木）午後七時から

大崎市古川七日町十一番一号  
大崎市地域交流センター

二 件名

大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、大崎市、加美町、涌谷町、美里町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、令和五年一月二十六日（木）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定されなかったときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

- 1 都市計画の目標
- 2 区域区分の決定の有無
- 3 主要な都市計画の決定の方針
  - (一) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
  - (二) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
  - (三) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
  - (四) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
  - (五) 防災に関する都市計画の決定の方針

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三二・三三三四）に行うこと。

〇都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
令和五年二月一日（水）午後七時から	登米市迫町佐沼字中江二丁目六番地一 登米市迫公民館

二 件名

登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、登米市の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、令和五年一月二十五日（水）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

1 都市計画の目標

2 区域区分の決定の有無

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(二) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(三) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(四) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(五) 防災に関する都市計画の決定の方針

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三二・三三三四）に行うこと。

〇都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
令和五年一月三十一日（火）午後七時から	栗原市築館伊豆二丁目六番一号 栗原市市民活動支援センター

二 件名

栗原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、栗原市の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及

び当該法人との関係)を記載した書面(以下「公述申出書」という。)により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、令和五年一月二十四日(火)までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

栗原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

1 都市計画の目標

2 区域区分の決定の有無

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(二) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(三) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(四) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(五) 防災に関する都市計画の決定の方針

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三三・三三三三四)に行うこと。

〇都市計画に関する公聴会規則(昭和四十五年宮城県規則第三号)第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
令和五年二月三日(金)午後七時から	黒川郡大郷町柏川字西長崎五番地の八 大郷町役場

二 件名

大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(素案)について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述申出者」という。)は、大郷町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業(法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係)を記載した書面(以下「公述申出書」という。)により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、令和五年一月二十七日(金)までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

1 都市計画の目標

2 区域区分の決定の有無

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(二) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(三) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(四) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(五) 防災に関する都市計画の決定の方針  
六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三・三三三三）に行うこと。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年一月十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
塩竈市杉の入三丁目九十二番六十七、九十二番六十九、九十二番七十、九十二番七十三、九十二番七十四、九十二番九十七、九十二番九十八、九十二番二百四十一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名古屋市名東区一社三丁目七番地  
株式会社ユニホー

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年一月十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
多賀城市八幡字一本柳五十八番、五十九番

仙台市宮城野区中野一丁目五番地の九  
スモリ工業株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達案件及び数量 緊急配備支援システム賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 履行期間 令和六年三月一日から令和十三年二月二十八日まで
- 4 履行場所 宮城県警察本部刑事部刑事総務課ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力

団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去五年以内において、警察庁又は都道府県警察にナンバー情報の自動読み取り機能(一日の一車線の通過車両一万五千台以上、五百車線以上)を含めた同種同規模システムを構築して、仕様書に記載された要求事項等を満たして稼働し、また関連システムと接続した実績を有すること。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三五)へ令和五年一月三十一日(火)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二二二二一七七一、内線二二三二)

2 入札説明書等の交付期限  
令和五年一月三十一日(火)午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和五年二月十三日(月)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間におい

て、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和五年二月二十二日(水)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あてて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年二月二十四日(金)午前九時三十分

四 入札に参加することができる者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以

